平成２８年（フ）第１３６６号
福岡県朝倉市屋永4343番地　プレジール弐番館202号
債務者　櫻木　淳二
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西浦　賢一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月17日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３６７号
福岡県朝倉市屋永4343番地　プレジール弐番館202号
債務者　櫻木　綾美
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西浦　賢一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月17日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４３５号
福岡市中央区長浜３丁目２番８―206号、前住所福岡市中央区福浜１丁目５番２―523号
債務者　石井　篤史
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西浦　賢一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４６０号
福岡市東区若宮５丁目９番10―203号
債務者　森　倫太郎
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　光史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第３９８４号
大阪府門真市大倉町16番８号
債務者　住野　広美
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２１８号
大阪市西成区橘３丁目10番14号
債務者　今村　久子
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３５６号
大阪市鶴見区鶴見２丁目21番６―504号
債務者　西村　澄子
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３７１号
大阪市城東区成育１丁目４番７号　桃井ハイツ　406、前住所大阪市城東区中央２丁目５番24―405号
債務者　小崎知枝子（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４２９号
大阪市平野区平野東４丁目１番32号310号、前住所大阪市平野区平野本町４丁目１番13号アテーサヒラノ503号
債務者　石川　和俊
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４４０号
大阪府東大阪市岩田町４丁目９番32号
債務者　宗田　誠一
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４４３号
大阪府守口市南寺方東通３丁目９番27―206号、前住所大阪府東大阪市鴻池町１丁目19番11―402号
債務者　賀本　利子
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４４７号
大阪府東大阪市玉串町西１丁目３番２―310号
債務者　前川百合野（旧姓桑原）
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４５０号
大阪府吹田市青山台１丁目２番Ｃ19―108号
債務者　中北　　宏
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４５３号
大阪府八尾市高安町南１丁目51番地エスペラント高安601号、前住所大阪府八尾市東山本町４丁目２番８―507号
債務者　辻村千世美
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４９号
北海道北斗市東浜１丁目10番22号
債務者　長尾江里子
1　決定年月日時　平成28年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第２５１号
函館市中島町16番６号
債務者　木津　智子
1　決定年月日時　平成28年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１２６号
山形市あさひ町７番３―303号　シャンポールあさひ町、前住所山形市香澄町１丁目21番31号
債務者　山本　明美（旧姓荒井）
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
山形地方裁判所民事部